

令和八年山形県議会二月定例会会議録

令和八年二月十八日（水曜日）午前十一時十五分 開会

議事日程第一号

令和八年二月十八日（水曜日）午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期の決定
- 第三 議第一号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第八号）
- 第四 議第二号 令和七年度山形県公債管理特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議第三号 令和七年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議第四号 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議第五号 令和七年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 第八 議第六号 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第二号）
- 第九 議第七号 令和七年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第二号）
- 第十 議第八号 令和七年度山形県農業改良資金特別会計補正予算（第一号）
- 第十一 議第九号 令和七年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第一号）
- 第十二 議第十号 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第三号）
- 第十三 議第十一号 令和七年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第四号）
- 第十四 議第十二号 令和七年度山形県電気事業会計補正予算（第四号）
- 第十五 議第十三号 令和七年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第三号）
- 第十六 議第十四号 令和七年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算（第一号）
- 第十七 議第十五号 令和七年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第三号）
- 第十八 議第十六号 令和七年度山形県病院事業会計補正予算（第三号）
- 第十九 議第十七号 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第二十 議第十八号 山形県高等学校等教育改革促進基金条例の設定について
- 第二十一 議第十九号 漁港事業に要する費用の一部負担について
- 第二十二 議第二十号 水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業に要する費用の一部負担について
- 第二十三 議第二十一号 農業生産基盤整備附帯事業に要する費用の一部負担について
- 第二十四 議第二十二号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 第二十五 議第二十三号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について
- 第二十六 議第二十四号 ダム整備事業蔵王ダム取水・放流設備改修・更新工事請負契約の締結について
- 第二十七 議第二十五号 山形県国際交流センターの指定管理者の指定について
- 第二十八 議第二十六号 山形県産業創造支援センターの指定管理者の指定について
- 第二十九 議第二十七号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第七号）の専決処分の承認について
- 第三十 議第二十八号 山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 第三十一 議第二十九号 令和八年度山形県一般会計予算
- 第三十二 議第三十号 令和八年度山形県公債管理特別会計予算
- 第三十三 議第三十一号 令和八年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第三十四 議第三十二号 令和八年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第三十五 議第三十三号 令和八年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第三十六 議第三十四号 令和八年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第三十七 議第三十五号 令和八年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第三十八 議第三十六号 令和八年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第三十九 議第三十七号 令和八年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第四十 議第三十八号 令和八年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第四十一 議第三十九号 令和八年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第四十二 議第四十号 令和八年度山形県流域下水道事業会計予算
- 第四十三 議第四十一号 令和八年度山形県電気事業会計予算
- 第四十四 議第四十二号 令和八年度山形県工業用水道事業会計予算

- 第四十五 議第四十三号 令和八年度山形県公営企業資産運用事業会計予算  
 第四十六 議第四十四号 令和八年度山形県水道用水供給事業会計予算  
 第四十七 議第四十五号 令和八年度山形県病院事業会計予算  
 第四十八 議第四十六号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 第四十九 議第四十七号 山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十 議第四十八号 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十一 議第四十九号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十二 議第五十号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十三 議第五十一号 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十四 議第五十二号 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十五 議第五十三号 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十六 議第五十四号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十七 議第五十五号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十八 議第五十六号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について  
 第五十九 議第五十七号 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 第六十 議第五十八号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について  
 第六十一 議第五十九号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
 第六十二 議第六十号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について  
 第六十三 議第六十一号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
 第六十四 議第六十二号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 第六十五 議第六十三号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 第六十六 議第六十四号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について  
 第六十七 議第六十五号 包括外部監査契約の締結について

本日の会議に付した事件  
 議事日程第一号に同じ。

出席議員（四十二名）

- 一 番 石 川 涉 議員  
 二 番 佐 藤 寿 議員  
 三 番 齋 藤 俊一郎 議員  
 四 番 橋 本 彩 子 議員  
 五 番 松 井 愛 議員  
 六 番 石 川 正 志 議員  
 七 番 阿 部 恭 平 議員  
 八 番 鈴 木 学 議員  
 九 番 伊 藤 香 織 議員  
 十 番 石 塚 慶 議員  
 十一 番 関 徹 議員  
 十二 番 江 口 暢 子 議員  
 十三 番 阿 部 ひとみ 議員  
 十四 番 梅 津 庸 成 議員  
 十五 番 高 橋 弓 嗣 議員  
 十六 番 佐 藤 文 一 議員  
 十七 番 相 田 日出夫 議員  
 十八 番 佐 藤 正 胤 議員

二十番 相田光昭 議員  
 二十一番 遠藤和典 議員  
 二十二番 菊池文昭 議員  
 二十三番 今野美奈子 議員  
 二十四番 高橋 淳 議員  
 二十五番 青木彰榮 議員  
 二十六番 梶原宗明 議員  
 二十七番 五十嵐智洋 議員  
 二十八番 能登淳一 議員  
 二十九番 柴田正人 議員  
 三十番 洪間佳寿美 議員  
 三十一番 矢吹栄修 議員  
 三十二番 小松伸也 議員  
 三十三番 吉村和武 議員  
 三十四番 高橋啓介 議員  
 三十五番 木村忠三 議員  
 三十六番 加賀正和 議員  
 三十七番 森谷仙一郎 議員  
 三十八番 榎津博士 議員  
 三十九番 奥山誠治 議員  
 四十番 伊藤重成 議員  
 四十一番 船山現人 議員  
 四十二番 田澤伸一 議員  
 四十三番 森田 廣 議員  
 欠 員 (一名)

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	高橋 徹	君
副知事	折原英人	君
企業管理者	松澤勝志	君
病院事業管理者	阿彦忠之	君
総務部長	小中章雄	君
みらい企画創造部長	會田淳士	君
防災くらし安心部長	庄司雅人	君
環境エネルギー部長	沖本佳祐	君
しあわせ子育て応援部長	齋藤恵美子	君
健康福祉部長	酒井雅彦	君
産業労働部長	奥山 敦	君
観光文化スポーツ部長	黒田あゆ美	君
農林水産部長	高橋和博	君
県土整備部長	永尾慎一郎	君
会計管理者	柴崎 涉	君
財政課長	安孫子幸一	君
教育長	須貝英彦	君
公安委員会委員長	柴田曜子	君
警察本部長	水庭誠一郎	君
代表監査委員	柴田 優	君
人事委員会委員長	安孫子俊彦	君
人事委員会事務局長	工藤明子	君

労働委員会事務局長 鈴木和枝君

午前 十一時 十五分 開会・開議

○議長（田澤伸一議員） ただいまより令和八年山形県議会二月定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（田澤伸一議員） 日程に先立ち、報告があります。

去る一月二十日、遠藤寛明議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第二百二十六条ただし書の規定により同日これを許可いたしましたので、報告いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（田澤伸一議員） 次に、一月二十六日付をもって、委員会条例第四条第二項ただし書の規定により、建設常任委員会委員の奥山誠治議員を総務常任委員会委員に変更いたしましたので、報告いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（田澤伸一議員） 次に、知事より、二月十七日付をもって今期定例会に提案する議案及び附属書類並びに専決処分事項の報告書がお手元に配付のとおり送付になりましたので、報告いたします。

〔参 照〕

財 第 206 号  
令和8年2月17日

山形県議会議長  
田澤伸一殿

山形県知事  
吉村美栄子

令和8年2月県議会定例会議案等の送付について

令和8年2月県議会定例会に付議する下記の議案、説明書及び報告書を、別添のとおり送付します。

記

- (議案) 1 令和8年2月県議会定例会議案(令和7年度)  
2 令和8年2月県議会定例会議案(令和8年度)
- (説明書) 1 令和7年度補正予算に関する説明書  
2 令和7年度山形県流域下水道事業会計の補正予算に関する説明書  
3 令和7年度山形県電気、工業用水道、公営企業資産運用、水道用水供給事業会計の補正予算に関する説明書  
4 令和7年度山形県病院事業会計の補正予算に関する説明書  
5 令和7年度予算説明附属書  
6 令和8年度予算に関する説明書  
7 令和8年度山形県流域下水道事業会計の予算に関する説明書  
8 令和8年度山形県電気、工業用水道、公営企業資産運用、水道用水供給事業会計の予算に関する説明書
- (報告書) 1 地方自治法第180条第2項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項の報告書

日程第一会議録署名議員の指名

○議長（田澤伸一議員） これより日程に入ります。

日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により直ちに指名いたします。

二十一番 遠 藤 和 典 議 員

二十七番 五 十 嵐 智 洋 議 員

三十三番 吉 村 和 武 議 員

以上の方々にお願いいたします。

日 程 第 二 会 期 の 決 定

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第二会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から三月十八日までの二十九日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は二十九日間と決定いたしました。

〔参 照〕

令和八年山形県議会二月定例会日程（実施したもの）二十九日間

月 日	曜	本 会 議	委 員 会 等		
			時 刻	内 容	会 場
二・ 十八	水	開会 令和七年度議案及び令和八年度 議案上程 知事説明、令和七年度議案各常任 委員会付託	午前十時	議運	議運委員会室
十九	木	休 会（議案調査）	午前十時	議案説明会	予算委員会室
二十	金	休 会（議案調査）			
二十一	土	休 会			
二十二	日				
二十三	月	休 会（天皇誕生日）			
二十四	火	休 会	午前十時	各常任委員会	各委員会室
二十五	水	各常任委員長報告、採決	午前十時	議運	議運委員会室
二十六	木	質疑及び一般質問（代表質問）			
二十七	金	質疑及び一般質問			
二十八	土	休 会			
三・ 一	日				
二	月	質疑及び一般質問	本会議休憩中	議運	議運委員会室

		(休憩) 議席の変更及び指定 常任委員・特別委員選任			
三	火	休 会 (議案調査)			
四	水	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
五	木	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
六	金	休 会	午前十時	予算	予算委員会室
七	土	休 会			
八	日				
九	月	予算特別委員長報告 令和八年度議案・請願各常任委員 会付託	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	各常任委員会に おける意見調整	各委員会室
十	火	休 会	午前十時	総務	第一委員会室
				文教公安	第二委員会室
十一	水			厚生環境	第六委員会室
十二	木			農林水産	第五委員会室
				商工労働観光	第四委員会室
				建設	第三委員会室
十三	金	休 会	午前十時	防災減災・災害に 強い県土づくり対 策	第一委員会室
				こども支援・ 若者定着対策	第六委員会室
				再生可能エネルギ ー活用・地域経済 活性化対策	第二委員会室
十四	土	休 会			
十五	日				
十六	月	各常任委員長報告、採決、繰越明 許費議案上程 知事説明、各常任委員会付託	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	各常任委員会	各委員会室
十七	火	各常任委員長報告、採決 発議案上程、採決 各特別委員長報告 発議案上程、提出者説明、採決	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議終了後	予算	予算委員会室
			予算委終了後	各常任委員会	各委員会室

十八	水	副議長の選挙 委員会所属変更、発議案上程、採 決 閉会	午前十時	議運	議運委員会室
			本会議休憩中	予算	予算委員会室
			予算委終了後	各常任委員会	各委員会室
			常任委終了後	議運	議運委員会室
				各特別委員会	各委員会室

日程第三議第一号議案から日程第六十七議第六十五号議案まで

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第三議第一号令和七年度山形県一般会計補正予算第八号から、日程第六十七議第六十五号包括外部監査契約の締結についてまでの六十五案件を一括議題に供します。

〔参 照〕

- 議第 1 号 令和 7 年度山形県一般会計補正予算（第 8 号）
- 議第 2 号 令和 7 年度山形県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 3 号 令和 7 年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 号 令和 7 年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 5 号 令和 7 年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 6 号 令和 7 年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 7 号 令和 7 年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 8 号 令和 7 年度山形県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 9 号 令和 7 年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 10 号 令和 7 年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 11 号 令和 7 年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議第 12 号 令和 7 年度山形県電気事業会計補正予算（第 4 号）
- 議第 13 号 令和 7 年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 14 号 令和 7 年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 15 号 令和 7 年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 16 号 令和 7 年度山形県病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 17 号 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 18 号 山形県高等学校等教育改革促進基金条例の設定について
- 議第 19 号 漁港事業に要する費用の一部負担について
- 議第 20 号 水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業に要する費用の一部負担について
- 議第 21 号 農業生産基盤整備附帯事業に要する費用の一部負担について
- 議第 22 号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について
- 議第 23 号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について
- 議第 24 号 ダム整備事業蔵王ダム取水・放流設備改修・更新工事請負契約の締結について
- 議第 25 号 山形県国際交流センターの指定管理者の指定について
- 議第 26 号 山形県産業創造支援センターの指定管理者の指定について
- 議第 27 号 令和 7 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認について
- 議第 28 号 山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 議第 29 号 令和 8 年度山形県一般会計予算
- 議第 30 号 令和 8 年度山形県公債管理特別会計予算
- 議第 31 号 令和 8 年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 議第 32 号 令和 8 年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議第 33 号 令和 8 年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 議第 34 号 令和 8 年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

- 議第 35 号 令和 8 年度山形県土地取得事業特別会計予算  
議第 36 号 令和 8 年度山形県農業改良資金特別会計予算  
議第 37 号 令和 8 年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算  
議第 38 号 令和 8 年度山形県林業改善資金特別会計予算  
議第 39 号 令和 8 年度山形県港湾整備事業特別会計予算  
議第 40 号 令和 8 年度山形県流域下水道事業会計予算  
議第 41 号 令和 8 年度山形県電気事業会計予算  
議第 42 号 令和 8 年度山形県工業用水道事業会計予算  
議第 43 号 令和 8 年度山形県公営企業資産運用事業会計予算  
議第 44 号 令和 8 年度山形県水道用水供給事業会計予算  
議第 45 号 令和 8 年度山形県病院事業会計予算  
議第 46 号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 47 号 山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 48 号 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 49 号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 50 号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 51 号 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 52 号 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 53 号 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 54 号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 55 号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 56 号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 57 号 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 58 号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 59 号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 60 号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 61 号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 62 号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 63 号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第 64 号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について  
議第 65 号 包括外部監査契約の締結について

(以上の 65 議案は本誌巻末に収録)

○議長（田澤伸一議員） 知事より提出案件についての説明を求めます。吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 令和八年県議会二月定例会の開会に当たり一言申し上げます。

初めに、ミラノ・コルティナ二〇二六（ニーゼロニーロク）冬季オリンピックについて申し上げます。

今月六日に開幕したミラノ・コルティナ二〇二六冬季オリンピックにおきましては、日本選手のメダルラッシュとなり、県民・国民ともに大きな盛り上がりを見せております。世界の舞台で躍動するアスリートの姿は、多くの人々に勇気と感動を与え、地域に明るい話題をもたらしてくれております。

今回のオリンピックには、本県ゆかりの選手として斯波正樹（しばまさき）選手と森重航（もりしげわたる）選手が出場しましたが、ともに入賞には届かず残念でありました。それでも、果敢に世界に挑んだ両選手の姿は、子供たちに夢と希望をもたらしてくれたと思います。心から敬意を表しますとともに、今後のさらなる御活躍を期待しております。

次に、今冬の雪の状況等について申し上げます。

一月下旬からの強い冬型の気圧配置により、県内多くの地点で平年を上回る積雪となりました。この大雪により、雪下ろしや除雪作業中の事故が相次いでおり、人的被害は、二月十六日現在、死者六名、負傷者六十七名の合計七十三名となっております。お亡くなりになった方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心から

お見舞い申し上げます。一日も早い回復を願っております。

県では、二月四日に豪雪災害対策本部を設置するとともに、災害救助法の適用を計十一市町村に対して決定し、要援護者宅の除排雪支援をはじめ、道路除排雪の徹底や雪害事故防止の注意喚起などについて、市町村や関係機関と連携して対応を進めてきております。また、二月十六日には、市長会、町村会とともに、政府に対し、道路除雪費の追加配分について緊急要望を行ったところであります。

今後は、気温の上昇に伴い、落雪による事故や雪崩による被害も懸念されますので、引き続き市町村とともに県民の皆様への注意喚起を行いながら、雪害防止対策に万全を期してまいります。

次に、山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備について申し上げます。

山形新幹線米沢トンネル・仮称の早期事業化の実現に向けて、昨年九月に「山形新幹線米沢トンネル（仮称）整備スキーム検討会議」を設置し、トンネルの整備計画と整備スキームについて議論を進めてきましたが、このたび、JR東日本と共同で、設計の一部である地質調査・測量に先行着手することとなりました。

本調査は、着工に向けた第一歩となるものであり、また、整備スキームの確定に向けて必要なプロセスであることから、大きな前進があったものと考えております。

引き続きこの会議を通して、有識者、JR東日本、国土交通省などの関係者とともに検討を深めながら、早期事業化の実現につなげてまいります。

次に、県立米沢女子短期大学の魅力向上に向けた取組について申し上げます。

県立米沢女子短期大学では、今年度、外部委員による「県立米沢女子短期大学魅力向上検討会議」を設置し、大学の魅力向上策について意見交換を行うとともに、大学内においても並行して検討が進められたところであります。

その検討結果について、去る一月二十日に、大学から「令和八年度から地域連携と情報発信の強化に取り組むこと」、また、「令和九年度から社会情報学科の拡充を図ること」や、「男女共学化し、大学の名称を『山形県立米沢短期大学』に変更すること」などについて、報告を受けたところです。これらは、米沢女子短期大学がより魅力を高めて学生に選ばれる大学になるために必要な取組であると考えております。

多くの学生の皆さんが、様々な取組に主体的にチャレンジしていただける大学、さらに、多彩な力を備えた人材が育つ大学となるよう、大学と連携を図りながら、しっかりと進めてまいります。

それでは、提案いたしました議案の説明に先立ち、県政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国は、本格的な人口減少社会に突入しており、特に地方では、その傾向が顕著となっております。政府は「我が国最大の問題は人口減少である」とし、特に地方からの人口流出に関して、「若者や女性を含む誰もが、自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現する」として、社会保障サービスの維持や少子化対策、外国人政策などを総合的に推進する方針を示しております。本県では、第四次山形県総合発展計画後期実施計画において、人口減少を県政の最重要課題と位置づけ、緩和策と対応策の両面から対策を進めているところであり、引き続き、政府と歩調を合わせ、総合的な対策に取り組んでまいります。

若者や女性にも選ばれる地域づくりに向けましては、魅力的な職場づくりや地域のにぎわいなど、特に経済に重きを置いた取組が重要であります。本県では、人口減少が進む中にありましても実質及び名目の県内総生産額はこの十年増加傾向にあります。一人当たり県民所得は直近の令和四年のデータで東北一位となり、令和六年の農業産出額は三十年ぶりに三千億円を超えました。さらに、令和五年の工業製品出荷額は三兆三千五百億円を超えて過去最高額となり、中でも半導体関連産業の出荷額は全国四位、その付加価値額は全国一位となりました。さらには、都道府県単位のふるさと納税の受入額が四年連続で一位となっております。

こうした成果は、本県の優れた特性・資源に基づくものであり、その根底には、先人たちが力を合わせて新たな価値を生み、皆で連綿と引き継いできた共創の歴史があります。今年、明治九年に現在の山形県が成立してからちょうど百五十周年に当たります。幾多の困難に立ち向かい、この山形県の礎を築いてきた先人たちの功績に思いをはせつつ、将来の発展に向けて、挑戦を続けていかなければならないとの思いを強くしているところであります。常に変化を恐れず、新たな技術や価値観、外部の力も取り入れ、新たな時代を切り開いてまいりたいと考えております。

人口減少の影響により、あらゆる分野で人手不足が顕著となっております。障がい者や高齢者などの多様な人材の活躍を促すことはもちろん、これまで以上に外国人材から活躍していただくことが不可欠となっております。外国人やその家族が安心して暮らせる生活・教育環境の整備など、地域における多文化共生社会の構築を進め、外国人に選ばれる山形県を目指していく必要があります。

また、デジタル化の進展に加え、生成AIや自動運転などの新たな技術の進化が加速しており、私たちの日常や産業活動にますます浸透しております。こうした日進月歩で発展する新たな技術を産業の生産性向上や労働力の補完などにつなげるとともに、これまでにない新たな発想で新商品や新サービスの創出に結びつけていく必要があります。

さらに、人口減少の影響を受ける県内消費を国内外の旺盛な活力で下支えしていくという視点も重要であります。

世界的な有カメディアである「ナショナルジオグラフィック」が、「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」として、日本から唯一、山形県を選出しました。本県には、豊かな自然や精神文化、多様な観光資源、優れた食文化など、数多くの魅力、優位性があります。今回選出されたことを県民の皆様と共に喜び合いつつ、絶好の好機として、世界に誇れる山形ならではの宝を最大限に活用して広く発信し、インバウンドの拡大につなげていくことが肝要であると考えます。

あわせまして、様々な形で本県とつながりを持ち、地域の応援団となる関係人口の活用も重要であります。国土交通省によりますと、本県は居住人口当たりの関係人口数が全国一位となっております。これをベースにししながら、あらゆる機会を捉えて、交流人口・関係人口の拡大を図り、本県の地域経済の活性化や地域のにぎわい創出に結びつけてまいります。

また、本県の将来の発展や安全・安心な暮らしの土台となる強靱な県土づくりを進めていくことも重要であります。

今冬は、最上地方を中心に記録的な大雪に見舞われており、多くの県民の皆様が大変な思いをされております。近年の自然災害の頻発・激甚化や夏の酷暑に加え、昨年は熊による人身被害が過去最多となりました。流域の治水対策をはじめ、県土の基盤となる社会資本の着実な整備など、自然環境の変化への的確な対応・対策にも取り組んでまいります。

加えまして、鉄道、航空、高規格道路など、人々の暮らしや交流を支える利便性の高い広域交通ネットワークの整備を進め、県民の生活環境の向上やにぎわいの創出に取り組んでまいります。

こうした新たな取組を進め、本県の価値を磨き上げていくことで、山形県政百五十周年の先も見据え、力強く取り組んでまいりたいと考えております。

以上を踏まえ、新年度の県政運営に当たりましては、「令和八年度県政運営の基本的考え方」に掲げた三つの重点化の方向性に基づき、施策を展開してまいります。

一つ目は、「県民のウェルビーイングの向上」であります。

自然環境や農産物、食などに代表される本県ならではの豊かさを生かし、デジタルも活用しながら、県民の暮らしの質をさらに高めていくことが重要であります。性別や年齢等にかかわらず、県民誰もが自らの能力や可能性を発揮して、生き生きと活躍できる地域づくりを進めることで、県民の幸福度の向上を目指してまいります。

二つ目は、「県内経済の持続的な成長」であります。

社会経済環境の変化をチャンスと捉え、新たなイノベーションを生み出すことが重要であります。本県の産業に蓄積されてきた知識・技術や高いポテンシャルを有する「地域資源」と、外部の人材・資本等の「国内外の活力」の掛け合わせにより、付加価値の増大や新たな製品・サービスの創出を進めてまいります。加えて、AI・デジタルの徹底活用による生産性の向上や業務の高度化にも取り組み、県民所得の向上を目指してまいります。

最後に三つ目は、「安全・安心な地域づくり」であります。

県民の暮らしや産業活動を支える土台が「安全・安心」であります。医療提供体制の整備や地域活動の担い手の確保など、将来を見据えて県民の生活環境の維持・向上を図るとともに、防災対策や気候変動対策の強化により、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

これらにより、多様な人材を惹きつける魅力あふれる山形、さらには、第四次山形県総合発展計画の基本目標である、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現を目指してまいります。県議会の皆様はじめ、市町村や関係機関、そして県民の皆様と力を合わせ、全力で取組を進めてまいります。

次に、このたび提案いたしました令和八年度当初予算案を御説明申し上げます。

令和八年度の政府の地方財政計画につきましては、物価高の状況のもと、社会保障関係経費や人件費など地方負担が増加する中で、地方が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方一般財源総額について、令和七年度を上回る額が確保されました。

一方で、本県の一般財源につきましては、県税や地方交付税はいずれも前年度を上回るものの、社会保障関係経費や公債費が引き続き高い水準で推移するなど、厳しい予算編成を余儀なくされたところであります。

令和八年度の本県を取り巻く情勢を見ますと、国際情勢の不安定化による社会経済環境への影響も見られる中で、少子高齢化を伴う人口減少の加速やあらゆる分野での人手不足の深刻化、物価高騰の長期化など、課題が山積しているところであります。

このたびの当初予算案は、こうした直面する課題に対応しながら、県政百五十周年という大きな節目を迎えた今、これまでの歩みを大切にしながら、新たな一歩を踏み出し、県民の皆様とともに山形県の明るい未来を切り開くため、「生活経済対策・新生やまがた未来予算」として編成したところであります。

それでは、新年度における主要施策の概要について、「令和八年度県政運営の基本的考え方」に掲げる三つの施策

展開の方向性に沿って御説明申し上げますとともに、喫緊の課題である長引く物価高騰への対応について、併せて御説明いたします。

初めに、「県民のウェルビーイングの向上に向けた取組みの推進」について申し上げます。

本県は、明治九年八月二十一日に現在の県域が確定し、今年百五十周年を迎えます。この節目に、県政百五十周年記念式典を開催するとともに、県立博物館における特別展や、山形交響楽団による記念コンサート等を行い、先人たちが築き上げてきた山形県の歩みを振り返ることで、県民が山形県の価値を見詰め直し、ポジティブな山形県の未来をイメージする契機としてまいります。

子育てへの支援としまして、ゼロ歳から二歳児の保育料無償化に向けた段階的な負担軽減の対象世帯を今年度から拡充しており、引き続き市町村と連携しながら、子育て費用の負担軽減に取り組んでまいります。

また、将来の妊娠・出産の可能性を広げる選択肢の一つとしまして、新たに政府のモデル事業を活用し、卵子凍結等に関する正しい知識の普及や費用の助成に取り組むほか、結婚を前向きに捉えられるよう、結婚や子育ての良さを広く発信するとともに、多様な出会いの機会の創出や、企業等を含めた社会全体での応援などをパッケージで展開し、結婚支援の取組を強化してまいります。

教育環境の充実に向けましては、小中学校において一人一台端末を活用して学力の定着度を測定し、その結果に基づき授業の改善を図るとともに、教員の指導力向上に向けた体制整備や、個別最適化された家庭学習の充実を図るなど、質の高い・深い学びの実現に向けた取組を進めてまいります。

また、県立学校の校舎整備としまして、新庄志誠館高等学校や上山高等養護学校、山形盲学校の整備等を引き続き進めるほか、県立高校のトイレ洋式化や特別教室へのエアコン整備を推進してまいります。

戦後八十年が経過し、戦争を経験された方が少なくなる中、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に継承していくため、県内に残る戦争に関する資料の収集・保管や、資料展示のあり方、持続可能な継承の仕組み等について検討を行うとともに、若者自らが地域の戦争の歴史について調べ・学ぶモデル事業に取り組んでまいります。

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方など、様々な背景を持つ生徒が通うことができる夜間中学につきましては、令和九年四月の開校に向けて、設備整備や備品購入など、必要な準備を進めてまいります。

新博物館及び新スポーツ施設の整備に向けましては、それぞれの施設の基本計画の策定を進めるとともに、敷地の測量等を行うなど、施設整備に向けた準備を着実に進めてまいります。なお、両施設につきましては、山形市桜町地内の旧県立中央病院跡地である県民ふれあい広場を含むエリアを建設候補地として考えているところであります。

モンテディオ山形の新スタジアムの整備につきましては、民間事業者による建設を、天童市と共同で引き続き支援することにより、新たなにぎわいの創出など、地域活性化の取組を進めてまいります。

全国的にも評価の高いプロオーケストラである山形交響楽団による地域の文化ホールを活用した小中学生向けの音楽鑑賞会の開催を支援するとともに、本県の魅力ある音楽文化と文化資源等を組み合わせた交流型イベントを開催することで、次世代の文化の担い手の育成や、文化を切り口とした交流人口の拡大につなげてまいります。

広域交通ネットワークの充実としまして、山形、庄内両空港の将来ビジョンの策定を進めるとともに、将来の需要予測を行うほか、滑走路延長を含む空港機能強化に必要な概略的な設計等に取り組んでまいります。あわせまして、庄内空港における国際線の就航拡大に向けて、国際線施設整備の基本設計・実施設計に着手してまいります。

次に、「県内経済の持続的な成長に向けた取組みの推進」について申し上げます。

本県経済の持続的な発展・成長に向けまして、県内経済に波及効果を生む年間売上げ百億円以上の企業を増やしていくため、関係機関がオール山形で連携し、百億円企業を目指す中小企業の成長戦略の策定を伴走支援するとともに、百億円宣言企業による生産性向上や新事業創出等の取組を後押しする補助制度の創設や、商工業振興資金における融資メニューの追加などを通して、県内経済の牽引役となる企業の拡大を図り、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、デザインやアニメ、ゲームなどを扱うクリエイティブ産業は市場規模が拡大しており、若者や女性の雇用の受け皿となることが期待されております。そこで、クリエイティブ分野を志す学生が全国から集まる東北芸術工科大学と連携し、クリエイティブ産業を県内に根づかせるための機運醸成や人材育成の取組等を推進することで、県内におけるクリエイティブ産業の創出・拡大を図り、若者や女性に選ばれる魅力的な就業の場の創出につなげてまいります。

あわせまして、米沢商工会議所新会館内に、産学官が連携し、イノベーションの創出に取り組むための連携拠点を設置・運営するとともに、拠点に集まる人々や企業同士の交流を促進することで新事業創出等に取り組んでまいります。

農業の持続的な発展に向けましては、衛星データ提供サービスのモデル的な導入を支援するほか、樹園地における樹種などの情報を自動判別する技術の開発を進め、農地のマッチングや継承にDXを活用して、農地利用の効率化を

促進してまいります。

また、「さくらんぼ果樹王国やまがた」を次代へつないでいくため、農業ニーズと産業シーズをマッチングする研究会を創設するとともに、農作業別に開発プロジェクトを発足させ、農工連携による新たな山形発のスマート農業機器の開発に取り組んでまいります。

加えまして、高温に強く収量性が高い水稲新品種「ゆきまんてん」の令和九年デビューに向けて、種子生産体制の整備から栽培技術の確立と普及、流通販売の推進まで、一貫した取組を展開してまいります。

関係人口の創出・拡大に向けましては、令和八年度末頃と予定される、「ふるさと住民登録制度」の運用開始を見据え、市町村と一丸となった推進体制を構築するとともに、関係人口関連事業や移住関係の情報を利用者の志向に合わせて即時に案内できるよう自動で応答する仕組みを新たに構築するほか、都内で関係人口の拡大に向けたイベントを開催するなど、人口減少が進む中にありましても、外からの活力を呼び込み、県内で活動する人口を増やすことで、持続可能な地域社会の実現につなげてまいります。

交流人口の拡大に向けましては、「ナショナルジオグラフィック」による「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に選出されたことを契機に、本県が世界的な観光地として国内外の様々な方々を迎え入れ、再び訪れたいと感じてもらえるよう、県内の駅、空港、主要な観光地や温泉地等を結ぶ二次交通の実証運行を支援するほか、山形県版認定ガイドの養成や、国立・国定公園における案内板等の多言語化に取り組むなど、インバウンドの受入環境の整備を推進してまいります。あわせまして、山形県へのさらなる誘客、ひいては交流人口の拡大に向けて、本県ゆかりの発信力の高い方を起用したプロモーションを展開することにより、山形県の魅力を県内外へ強力に発信してまいります。

次に、「安全・安心な地域づくりに向けた取組みの推進」について申し上げます。

医療・介護・福祉提供体制の確保としまして、令和十三年の開院を目指し、検討を進めている西村山地域の新病院につきましては、現在策定中の基本計画に基づき、基本設計・実施設計に着手するとともに、診療体制や運営体制の整備など、開院に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、訪問介護事業所が少ない地域において、通所介護事業所が訪問機能を追加する場合や、訪問介護事業所がサテライトを設置する取組に支援するなど、安定的な訪問介護サービス提供体制の確保に向けて取り組んでまいります。

加えまして、視覚障がい者が安全に歩行し、地域で自立した生活を送ることができるよう指導・支援を行う歩行訓練士について、令和八年度中に配置することにより、希望する方への安定的な歩行訓練等の実施に向けて取組を進めてまいります。

熊被害対策の推進としましては、昨年十一月に取りまとめた「山形県版クマ被害対策パッケージ」に基づき、春季捕獲の強化や河川のやぶの刈り払い、中間支援組織の設立に向けた準備などを着実に実行に移し、県民の安全安心の確保に努めてまいります。

災害対応力の強化としまして、視覚障がい者や外国人の方々などの災害発生時の適切な避難行動につなげるため、ハザードマップの内容や気象情報、避難情報を音声で、かつ多言語で提供するサービスを新たに導入し、県内全域で活用できる環境を整備してまいります。

また、平成十年の開館から二十六年が経過し、体験装置等が老朽化している防災学習館につきましては、本県で起こり得る自然災害を正しく知り、体験する展示を通して、防災の自分事化を図り、県民の防災意識を醸成するため、体験装置等の機能強化に向けた基本設計・実施設計を行うこととし、令和十一年度の運用開始を目指してまいります。

災害に強い県土づくりとしまして、令和六年七月の大雨災害で被災した公共土木施設や農地・農業用施設等の復旧工事を着実に進めてまいります。また、河川の流下能力の向上に引き続き取り組んでいくことに加え、洪水による大規模な氾濫被害が想定される市街地において、しゅんせつの頻度を高める予防的対策に新たに取り組むなど、大雨による被害防止対策を強化してまいります。

最後に、「長引く物価高騰への対応」について申し上げます。

エネルギーや食料品価格の高騰が長期化し、県民生活、事業活動に大きな影響を及ぼしていることから、県としましては、政府による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なども活用して累次の補正予算により、生活者・事業者への支援に取り組んでおります。

十二月補正予算では、市町村が取り組む地域経済の活性化を図るためのプレミアム商品券等発行事業への支援や、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金の大幅な引上げを受けた緊急的な支援などを計上し、生活者・事業者に対する幅広い支援に、現在鋭意取り組んでいるところであります。

このたびの二月補正予算案におきましても、地域公共交通事業者や運送事業者への支援を追加するほか、県内中小企業・小規模事業者の収益力の向上や持続的な発展を図るため、「中小企業まるっとサポート補助金」を令和八年度当初予算から一部前倒して実施することとしております。

さらに、令和八年度当初予算案におきましても、子ども食堂等への県産米の提供や、低所得の高齢者世帯等を対象としたエアコンの設置を支援するほか、食品関連事業者等の欧州市場への販路開拓や、農林水産事業者の生産性向上等に向けた設備等の導入を支援するなど、これまでの補正予算と合わせて、切れ目なく重層的な支援を行うことにより、引き続き県民の暮らしと事業活動継続の着実な下支えに全力で取り組んでまいります。

これら施策を推進するため所要の予算を計上した結果、一般会計当初予算案の総額は、七千二億八千四百万円となりました。

また、公債管理特別会計など十特別会計予算案は、合計で二千七百九十六億八千六百四十六万円となりました。

財政運営について今後を展望いたしますと、依然として多額の財源不足が生じる厳しい状況が見込まれることから、産業振興を通して、県民所得の向上、県内経済の成長につながる好循環を生み出し、県税収入の増加を図っていくことが極めて重要であると考えております。

その上で、今回の予算編成と同時に策定した山形県財政の中期展望におきまして、歳入面では、県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用等を図り、歳出面では、事務事業の見直し・改善や、行政経費の節減・効率化など、徹底した歳出の見直しに取り組むこととしております。

こうした歳入、歳出両面からの対策を講じつつ、中長期的な財政健全化を推進するため、実質的な県債残高の減少と調整基金の確保に引き続き努めてまいります。

次に、令和七年度二月補正予算案について御説明申し上げます。

まず、本県が直面する諸課題への対応としまして、介護サービスを維持するための介護事業所における設備・備品の購入費等への支援や、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設などの共同利用施設の再編集約・合理化を支援するほか、衛生的で良好な避難生活環境の基本となるトイレ、キッチン、ベッドの確保や避難所の暑さ対策の推進など、避難生活支援体制の強化に取り組んでまいります。

防災・減災、国土強靱化の推進のための公共事業等につきましては、政府からの内示状況や事業費の精査等を踏まえて補正いたします。

さらに、今年度の執行状況を踏まえ、道路除雪費を増額するほか、県立病院の厳しい経営状況を踏まえ、一般会計からの負担金を増額いたします。

こうした対応に今年度の執行実績等に伴う補正を合わせますと、一般会計の二月補正予算案の総額は、三百七億一千七百万円の減額となりました。

繰越明許費につきましては、総額で七十七億一千四百万円余を増額補正いたします。

次に、予算以外の案件の主なものについて御説明申し上げます。

山形県行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示の方法を見直すためのもの、食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定につきましては、飲食店営業のうち従業者が常駐せずに全自動調理機により調理された食品を販売するものに係る施設について公衆衛生の見地から必要な基準を定めるためのものであります。

以上が今回提案いたしました議案の概要であります。内容の詳細につきましては、議事の進行に従いまして関係部課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（田澤伸一議員） 知事の説明は終わりました。

#### 令和七年度所属議案の先議について

○議長（田澤伸一議員） この場合、お諮りいたします。議第一号から議第六十五号までの六十五案件については、事業執行の関係もありますので、令和七年度所属議案の審議を先に行い、終わって令和八年度所属議案の審議に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

#### 議第一号議案から議第二十七号議案まで

（各常任委員会付託）

○議長（田澤伸一議員） この場合、お諮りいたします。ただいま議題となっております案件中、議第一号令和七年度山形県一般会計補正予算第八号から議第二十七号令和七年度山形県一般会計補正予算第七号の専決処分の承認についてまでの二十七案件については、質疑を省略、直ちに所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、これら二十七案件については質疑を省略、直ちに所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

〔参 照〕

常 任 委 員 会 付 託 表

（令和8年2月定例会）

委員会名	件 名
総 務	議第 1 号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部、第6項の一部、第7項の一部及び第8項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金 2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第10款教育費第6項 3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 山形新幹線米沢トンネル（仮称）整備事業調査 2変更中 山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務委託契約 4 第4条第4表 地方債補正 議第 2 号 令和7年度山形県公債管理特別会計補正予算（第1号） 議第 3 号 令和7年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号） 議第 25 号 山形県国際交流センターの指定管理者の指定について 議第 27 号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
文教公安	議第 1 号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く 2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第9款警察費、第10款教育費ただし第6項を除く 3 第3条第3表 債務負担行為補正 2変更中 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業及び山形県生涯学習センター管理運営業務 議第 18 号 山形県高等学校等教育改革促進基金条例の設定について
厚生環境	議第 1 号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第11款災害復旧費第4項 2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費、第4款衛生費、第6款農林水産業費第4項の一部 3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 ツキノワグマ管理推進事業 議第 4 号 令和7年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号） 議第 5 号 令和7年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 議第 16 号 令和7年度山形県病院事業会計補正予算（第3号） 議第 17 号 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

農林水産	<p>議第 1 号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第8号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第6款農林水産業費ただし第1項の一部及び第4項の一部を除く、第10款教育費第6項の一部、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第6款農林水産業費ただし第4項の一部を除く 2変更中 第6款農林水産業費</p> <p>3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 漁港浚渫事業及び漁港・漁場整備事業</p> <p>議第 8 号 令和7年度山形県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議第 9 号 令和7年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議第 19 号 漁港事業に要する費用の一部負担について</p> <p>議第 20 号 水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業に要する費用の一部負担について</p> <p>議第 21 号 農業生産基盤整備附帯事業に要する費用の一部負担について</p>
商工労働 観 光	<p>議第 1 号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第8号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただし第2項の一部を除く、第10款教育費第1項の一部、第7項の一部及び第8項の一部</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第7款商工費</p> <p>3 第3条第3表 債務負担行為補正 1追加中 山形県県民の海・プール天井改修工事設計業務委託契約 2変更中 山形県観光情報センター管理運営業務</p> <p>議第 6 号 令和7年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議第 7 号 令和7年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議第 26 号 山形県産業創造支援センターの指定管理者の指定について</p>
建 設	<p>議第 1 号 令和7年度山形県一般会計補正予算（第8号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項、第2項の一部及び第4項を除く</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費、第11款災害復旧費 2変更中 第8款土木費</p> <p>議第 10 号 令和7年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議第 11 号 令和7年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第4号）</p> <p>議第 12 号 令和7年度山形県電気事業会計補正予算（第4号）</p> <p>議第 13 号 令和7年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第3号）</p> <p>議第 14 号 令和7年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議第 15 号 令和7年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）</p> <p>議第 22 号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について</p> <p>議第 23 号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について</p> <p>議第 24 号 ダム整備事業蔵王ダム取水・放流設備改修・更新工事請負契約の締結について</p>

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明十九日から二十四日までの六日間は議案調査、休日及び委員会審査のため休会とし、二十五日定刻本会議を開き、各常任委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 十一時 五十九分 散 会